

地方独立行政法人山口県立病院機構告示

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度において地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センターが発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

令和7年 4月 17日

地方独立行政法人山口県立病院機構

理事長 岡 紳 爾



1 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第167条の4(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特 A の等級に格付される資格を有するものとする。

2 調達する物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入れ	移動型デジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置、1.5 T 磁気共鳴断層撮影装置、電子カルテシステム、部門システム

3 その他

(1) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。